

## 未就園児の定期的な預かり事業の実施について

### 1 概要

保育所等を利用していない未就園児を保育所や幼稚園等で定期的に預かることで、他の子どもとともに過ごし遊ぶ経験を通じて子どもの発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減や必要な家庭を関係機関と連携して支援することにより、子育て支援の充実を図ることを目的として、未就園児の定期的な預かり事業を実施する。

令和6年度は、グループ保育室こうらく、実施を希望する私立認可保育所等及び私立幼稚園で実施する。

### 2 令和6年度実施予定施設

- (1) グループ保育室こうらく（文京区後楽1丁目7番7号 後楽幼稚園内）
- (2) 私立認可保育所等 9か所程度
- (3) 私立幼稚園 2か所程度

### 3 実施内容等

別紙「未就園児の定期的な預かり事業 実施施設別比較表」のとおり

### 4 スケジュール（予定）

#### (1) グループ保育室こうらく

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| 2月10日     | 区報、区ホームページ等による周知 |
| 2月15日～22日 | 利用申込受付           |
| 2月16日     | 委員会報告            |
| 2月29日     | 利用抽選会（申込者多数の場合）  |
| 3月11日～15日 | 利用面談             |
| 4月1日      | 預かり事業開始          |

#### (2) 私立認可保育所等

- |      |   |
|------|---|
| 3月以降 | 令和6年4月入所内定者の決定後、実施園が本事業の定員を設定<br>実施園による周知、区ホームページ等による周知<br>実施園で利用者の決定及び利用面談等の実施 |
|------|---|

※ 本事業の開始時期は、実施園において決定する。

なお、最短で4月1日から預かり事業を開始する。

#### (3) 私立幼稚園

- |      |  |
|------|--|
| 2月以降 | 実施園が本事業の定員、実施期間、実施日時及び利用形態等を設定<br>実施園による周知、区ホームページ等による周知<br>実施園で利用者の決定及び利用面談等の実施 |
|------|--|

※ 本事業の開始時期は、実施園において決定する。

なお、最短で4月1日から預かり事業を開始する。

未就園児の定期的な預かり事業 実施施設別比較表

	グループ保育室こうらく	私立認可保育所等	私立幼稚園
対象者	文京区在住の生後4か月から2歳児クラスまでの子ども (原則として、保育所、幼稚園、認定こども園、認証保育所等を利用していない子ども)	文京区在住の生後4か月から2歳児クラスまでの子どものうち、受入対象者は各私立認可保育所等が設定する。 (原則として、保育所、幼稚園、認定こども園、認証保育所等を利用していない子ども)	生後4か月から2歳児クラスまでの子どものうち、受入対象者は各私立幼稚園が設定する。 (原則として、保育所、幼稚園、認定こども園、認証保育所等を利用していない子ども)
定員	月曜日 0歳児クラス 5人 火曜日 0歳児クラス、1歳児クラス、2歳児クラス 各2人 水曜日 1歳児クラス 6人 木曜日 0歳児クラス 5人 金曜日 2歳児クラス 6人	各曜日3人を上限とし、各私立認可保育所等が設定する。	各私立幼稚園が設定する。
実施期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	各私立認可保育所等が設定する。	各私立幼稚園が設定する。
実施日時	原則として、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで(祝日、年末年始を除く。)	原則として、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで(祝日、年末年始を除く。) なお、土曜日の実施の有無は、各私立認可保育所等が決定する。	原則として、月曜日から金曜日で、実施時間は各私立幼稚園が設定する。 ※教育活動時間中の在園児と一緒に活動することは不可 ※幼稚園在園児の預かり保育と一緒に活動することは可 ※プレ保育や未就園児教室との併用可
利用形態	週1回、1回当たり8時間以内での利用(原則として、2か月以上の利用)	週1回または2回、1回当たり8時間以内での利用(原則として、2か月以上の利用)	月を単位とした複数月の定期的な預かり(利用回数や利用時間の下限と上限なし)
食事の提供	給食及び補食(おやつ)の提供は行わないため、弁当及び補食(おやつ)を持参していただく。	食事提供時間に預かりを行っている子どもに対し、給食及び補食(おやつ)を提供する。 ただし、アレルギー対応が必要な子ども及び離乳食対応が必要な子どもへの提供については、安全性等を考慮の上で各私立認可保育所等が提供の可否を決定する。	必要に応じて各私立幼稚園が設定する。
利用料金	世帯の区市町村民税所得割額に応じて決定される月額保育料(認可保育所等に入園した場合に支払うこととなる月額保育料)に1/5を乗じて得た月額(百円未満の端数は切り捨てる。) ただし、下限額は5,000円、上限額は8,800円とする。	(1) 週1回の利用 月額5,000円を下限、月額8,800円(食事代込)を上限とし、各私立認可保育所等が設定する。 (2) 週2回の利用 月額10,000円を下限、月額17,600円(食事代込)を上限とし、各私立認可保育所等が設定する。	日額2,200円、月額44,000円を上限とし、各私立幼稚園が設定する。
利用料金の補助	生活保護受給世帯や区市町村民税非課税世帯等の子どもが利用する場合は、利用料を免除する。	生活保護受給世帯や区市町村民税非課税世帯等の子どもが利用する場合は、利用後に区から利用料金相当額の補助を行う。	生活保護受給世帯や区市町村民税非課税世帯等の子どもが利用する場合は、利用後に区から利用料金相当額の補助を行う。
実施施設への補助		(1) 運営費補助 1人以上利用者がいる場合に支払う基本分と、利用人数に応じて支払う加算分の合算額を補助する。 (2) 開設準備等経費補助 新たに事業を開始する場合、事業実施に必要な改修費、備品購入経費等を補助する。	(1) 運営費補助 事業実施に必要な経費(人件費等)を補助する。 (2) 開設準備等経費補助 新たに事業を開始する場合、事業実施に必要な改修費、備品購入経費等を補助する。
申込方法	区の申込フォームより申し込む。	各私立認可保育所等へ直接申し込む。	各私立幼稚園へ直接申し込む。
利用者の決定方法	区が抽選の上で決定する。	各私立認可保育所等が抽選の上で決定する。	各私立幼稚園が決定する。
周知方法	区報、区ホームページ等で周知する。	各私立認可保育所等において周知を行うとともに、区ホームページ等で実施園の周知を行う。	各私立幼稚園において周知を行うとともに、区ホームページ等で実施園の周知を行う。